六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）
七　生活保護法
八　社会福祉法
九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
十　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
十一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
十二　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
十三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
十四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
十五　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
十六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
十七　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
十八　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
十九　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
二十　難病の患者に対する医療等に関する法律

第二十二条の六　法第十九条の九第二項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
一　労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
二　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
三　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第二十二条の七　法第十九条の十第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十九条の十第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第十九条の九第一項」と読み替えるものとする。

第二十二条の八　法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
一　健康保険法
二　第二十二条の五各号に掲げる法律
第二十三条の前に次の一条を加える。

第二十二条の十　法第二十一条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の十二	診療方針	診療方針及び診療報酬
第十九条の二十一	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬
第十九条の三第十項		第二十一条の二において読み替えて準用する第十九条の十二
第十九条の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬

第二十三条の二を削る。
第二十四条中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改め、同条第二号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」、「（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）」及び「（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）」を削り、同条第三号中「平成十八年法律第七十七号。」を削り、同条第四号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、「（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）」を「である場合」に改め、「（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）」を削る。
第二十五条の二第二号ニ中「被保護者」の下に「である場合」を加える。
第二十五条の五第一項第五号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。
第二十五条の七第一項中「法第二十一条の五の十五第二項第五号」を「指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）、指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号」に改め、「第二十四条の九第二項」の下に「（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）」を、「第二十四条の二十第二項」の下に「（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を次のように改める。
一　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
二　第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律
第二十五条の七第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項各号を次のように改める。
一　精神保健福祉士法
二　第二十二条の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律
第二十五条の八中「第二十四条の九第二項」の下に「（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）」を、「第二十四条の二十八第二項」の下に「（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「労働に関する法律の規定であつて」を削り、「もの」を「法律の規定」に、「次のとおり」を「第二十二条の六各号に掲げる規定」に改め、同条各号を削る。
第二十五条の十一の表以外の部分中「第二十一条の五の二十一第四項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改め、同条の表中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。
第二十五条の十二第一項中「指定障害児通所支援事業者」の下に「（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。
一　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
二　精神保健福祉士法
三　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
四　第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律